

令和4年9月26日

横浜市 長

横浜市大規模小売店舗立地審議会
会長 石塚陽子



大規模小売店舗を設置する者による生活環境保持
のための適正な配慮に関する事項について（答申）

令和4年3月28日付けで届出のあった次の店舗については、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条に基づく指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を勘案し調査審議した結果、以下のとおり答申します。

大規模小売店舗の名称 及び所在地	審 議 結 果
(名 称) (仮称) 星川駅商業施設 (所在地) 保土ヶ谷区星川一丁目1番 1号	本案件に対し、法第8条第4項に基づく横浜市の意見を有しないものとするのが適当と判断します。 なお以下について付帯事項とします。 説明会の出席者からの意見を真摯に受け止め、開店後、駐車場出入口や敷地内の車両・歩行者の安全対策、店舗周辺の交通環境、及び近隣住宅の生活環境等に問題が生じた場合には、関係機関と協議の上、速やかに適切な対策を講じてください。

令和4年9月26日

横浜市 長

横浜市大規模小売店舗立地審議会
会長 石塚陽子



大規模小売店舗を設置する者による生活環境保持
のための適正な配慮に関する事項について（答申）

令和4年3月29日付けで届出のあった次の店舗については、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条に基づく指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を勘案し調査審議した結果、以下のとおり答申します。

大規模小売店舗の名称 及び所在地	審 議 結 果
(名 称) (仮称) 下瀬谷二丁目計画 (所在地) 瀬谷区下瀬谷二丁目9番の 1ほか	本案件に対し、法第8条第4項に基づく横浜市の意見を有しないものとするのが適当と判断します。 なお以下について付帯事項とします。 <ul style="list-style-type: none">・店舗西側には多くの住宅が立地しています。そのため、説明会の出席者からの意見を真摯に受け止め、来客車両が住宅地を通過することがないように必要な対策を講じてください。・来退店経路に設定している交差点AC間はゾーン30に設定されていることや、瀬谷さくら小学校付近は生活道路であることから、来店者に対し交通安全の啓発をしっかりと行ってください。・駐車場出入口及び敷地内の来店車両や荷さばき車両、歩行者等の安全対策に問題が生じないように対策を講じてください。・開店後、店舗周辺の交通環境及び近隣住宅の生活環境等に問題が生じた場合には、関係機関と協議の上速やかに適切な対策を講じてください。